

パブリック・コメント手続（意見募集）

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める
条例の改正について

意見募集期間

令和3年（2021年）

7月13日（火）～8月2日（月）

お問い合わせ先：こども育成部幼保児童施設課

電話 046-822-8223（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

児童福祉施設の設備等に関する国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が下記のとおり行われました。

このパブリック・コメント手続は、基準省令の改正に伴う本市の条例の改正について、基準省令の改正どおりの扱いとするため、ご意見の募集を行うものです。

《基準省令の改正経過》

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第10号、令和3年1月25日公布、令和3年4月1日施行）
- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第55号、令和3年3月23日公布、令和3年4月1日又は令和3年7月1日施行）
- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第86号、令和3年4月8日公布、令和4年4月1日施行）

《改正する条例》

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

【目次】

- ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の改正について…………… 2
- ◆ 意見の提出方法…………… 5

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正について

1 国の基準省令の改正概要

- (1) 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」といいます。）に対する「業務継続計画の策定」に係る規定の追加（従うべき基準）

(内容)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。※3年間の経過措置（猶予期間）あり

- (2) 障害児入所施設等に対する「衛生管理等」に係る規定の追加（従うべき基準）

(内容)

感染症又は食中毒の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。
※3年間の経過措置（猶予期間）あり

- (3) 障害児入所施設等に対する「非常災害対策」に係る規定の追加（参酌すべき基準）

(内容)

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

- (4) 心理療法担当職員等に従事する職員の資格要件の追加（従うべき基準）

(内容)

乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設等に係る心理療法担当職員等の資格要件として、大学院において心理学を専修する研究科を卒業した者を追加する。

- (5) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員基準の改正（従うべき基準）

(内容)

児童指導員及び保育士の総数について、下記のとおり変更する。なお、令和4年3月31日までは、改正前の規定が引き続き適用される。

(改正前) おおむね児童の数を、4.3人で除して得た数以上

(改正後) おおむね児童の数を、4人で除して得た数以上

(6) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員基準の改正（従うべき基準）

(内容)

児童指導員及び保育士の総数について、下記のとおり変更する。なお、令和4年3月31日までは、改正前の規定が引き続き適用される。

(改正前) 乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上

(改正後) 児童おおむね4人につき1人以上

(7) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせるものを除く。）の職員基準の改正（従うべき基準）

(内容)

医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、看護職員を置かなければならないものとする。

ただし、医療機関等との連携から、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等は、看護職員を置かないことができることとする。

なお、看護職員を配置した場合、当該看護職員は機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の総数に含められるものとするが、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは除く。）（1年間の経過措置（猶予期間）あり）

(8) 利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し（参酌すべき基準）

(内容)

利用者の利便性向上や事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を認めることとする。

(9) 乳児院、児童養護施設等の長の資格要件の変更（従うべき基準）

(内容)

乳児院、児童養護施設等の長の任用要件について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案していたものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする。

なお、省令の施行日（令和4年4月1日）に、施設の長として勤務している者に限っては、引き続き職員として業務を行うことができることとするため、改正後の資格要件を満たす者とみなす。

2 条例改正について

- (1) 国の基準省令のとおり条例改正を行います。
- (2) 基準省令の改正の時期から施行期日までに余裕がないことが多いため、本市の独自規定を除き省令の基準どおりである旨を条例に規定することとします。
(今までは、省令の内容を書き写すことをもって、条例案を策定していましたが、「省令で定める基準のとおり」と規定することで、省令の改正に応じて、迅速に、正確に内容が条例に反映されるようにするものです。)

3 施行日

令和3年10月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 令和3年（2021年）7月13日（火）から8月2日（月）まで

2 あて先 こども育成部 幼保児童施設課 指導監査第2係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ こども育成部 幼保児童施設課（横須賀市役所はぐくみ館5階）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 こども育成部 幼保児童施設課

(3) ファクシミリ

046-827-0652

(4) 電子メール

cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。